

食品安全情報（化学物質） No. 16/ 2015 (2015. 08. 05)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. IARC：5大陸のがん罹患率第 XI 巻、グリホサートモノグラフ発表

[【EC】](#)

1. 遺伝子組み換え食品と飼料規制についてのポイントー欧州連合理事会ー農業水産業
2. 内分泌攪乱物質：欧州委員会はパブリックコメントの要約報告書を発表
3. FVO 査察報告書：ドミニカ共和国、ウルグアイ、キューバ、クロアチア、ベラルーシ、カンボジア
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 香料物質に安全性の懸念があるとみなされる
2. 科学的評価においてデータと根拠を取り扱う基本原則とプロセス
3. 意見募集：健康強調表示ガイダンス
4. 遺伝子組換え関連
5. 食品添加物としてのクロロフィル（E 141(i)）及びクロロフィリン（E 141(ii)）の銅錯体の再評価に関する科学的意見
6. 健康強調表示関連
7. 飼料添加物関連
8. 新規食品としての UV 処理パンの安全性に関する科学的意見
9. グリホサート：EFSA は IARC の知見を評価する
10. コバラミン（ビタミン B12）の食事摂取基準に関する科学的意見
11. α -トコフェノールとしてのビタミン E の食事摂取基準に関する科学的意見

[【FSA】](#)

1. DNP：緊急健康警告
2. マスタードオイルのエルカ酸
3. 食用昆虫について情報が必要
4. 新規食品関連
5. 消費者意識追跡調査の結果発表

[【HSE】](#)

1. PRiF：最新モニタリング結果

[【PHE】](#)

1. ヒトと動物の抗生物質使用・販売・耐性に関するワンヘルス報告書：2013

[【ASA】](#)

1. ASA ホットトピック 食品と飲料の宣伝について

[【RIVM】](#)

1. 急性吸入毒性のプロビット関数導出法
2. 2014 年子ども陰膳調査：デザインと実施

[【ANSES】](#)

1. ケトプロフェンとイブプロフェン：ヒトが摂取する水に存在しても健康リスクはない

[【FDA】](#)

1. 新しいツールは輸入食品の安全性確保の努力を進歩させるだろう
2. リコール情報

3. 警告文書

4. FDA は栄養成分表示に追加の改訂を提案

【CDC】

1. 食用大麻製品を食べたことによる死亡ーコロラド、2014年3月

2. リゾート地のコンドミニアムでの臭化メチル暴露による重症ー米国バージン諸島、2015年3月

【NYC DOHMH】

1. 保健省はニュー Yorker に対し高濃度のヒ素、鉛、水銀を含むことがわかったある種のアールベータ医薬品を避けるように助言

【CFIA】

1. 食品リコール警告 (アレルギー) コーヒーソフトキャンディ、抹茶ソフトキャンディ、リボンブランドソフト北海道ミルクキャンディ

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【香港政府ニュース】

1. 6人が食中毒

2. 魚検体からマラカイトグリーンが検出された

3. 衛生署は表示されていない規制対象薬物を含む痩身用製品の違法販売疑いで小売店を家宅捜査

4. 衛生署はアルカロイド汚染のある専売中国薬を捜査

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 海外のインターネットサイト販売商品の購入の際注意

3. MERS 予防などを標榜する虚偽・誇大広告品の取り締まりの結果

4. ウォーターティッシュ、洗浄剤などの原料成分の危害の恐れはない

5. ホルムアルデヒドが基準を超過した「ポップコーンボウル」製品の回収措置

6. 食医薬品安全処、食品中の食肉原料に混入可否判別法の技術移転

【その他】

・食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

・ (ProMED-mail) 中毒、ダイエット錠剤 英国 (イングランド) 致死

・ (EurekAlert) ワシントン州立大学の研究者らが米国の母乳にはグリホサートが含まれないことを発見

・ (EurekAlert) がんと食事のパラドックスを解く : がんと代謝の特集号

・ (EurekAlert) The Lancet : 広島・長崎から福島までー核災害の長期精神影響について強調するシリーズ

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. IARC

● 5大陸のがん罹患率第 XI 巻

Cancer Incidence in Five Continents Volume XI

Call for Data

June 2015

http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/2015/CI5-XI-Call_For_Data.pdf

データ要請、提出期限は 2015 年 11 月 1 日。

● グリホサートモノグラフ発表

Glyphosate Monograph now available

29/07/2015

<http://www.iarc.fr/>

* IARC Monograph col.112

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol112/index.php>

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 遺伝子組み換え食品と飼料規制についてのポイントー欧州連合理事会ー農業水産業

Speaking points on Regulation on Genetically Modified food and feed - Council of the EU - Agriculture and Fisheries

Statement - 13 July 2015

http://ec.europa.eu/commission/2014-2019/andriukaitis/announcements/speaking-point-s-regulation-genetically-modified-food-and-feed-council-eu-agriculture-and-fisheries_en

ー健康食品安全コミッショナーVytenis Andriukaitis による GM 規制改訂提案に関するスピーチ：新たな遺伝子組換え食品規制案についてー

(一部抜粋)

この提案は以下のジレンマの文脈で検討されるべきである：一方で EU 市民は多くの国で GM 食品について懐疑的である。その一方、EU の畜産業者は蛋白源となる穀物の輸入に大きく依存し、そのほとんどが遺伝子組換え大豆である。

いくつかの基本事項を再確認しよう。

最初に、EU の認可システムはしっかりした科学に基づく。GMO は健康や環境への安全性が EFSA により評価された場合にのみ市場に入れる。我々は科学的基準と根拠に基づいた決定を尊敬する。

二つ目に、委員会は民主的に認可を採択する。そのため GMO の認可の前に加盟国に相談する：最初は委員会に、委員会で明確な意見が無かった場合は上訴委員会に。このようにして加盟国には見解を表明する機会が 2 回ある。しかしこの規制が発効して以来、加盟国は賛成にも反対にも過半数になることが無く、67 の GM 食品や飼料に「意見無し」としてきた。

現状は矛盾していて、EU 全域で認可された GMO が GMO 反対の国でも既に広く使用されているのに、それらの国が認可を批判している。この事態は EU やその機関への不信を生む。

全ての人々が、全面的に適切な責任を果たすときが来ている。

2. 内分泌攪乱物質：欧州委員会はパブリックコメントの要約報告書を発表

Endocrine Disruptors: Commission publishes summary report on the public consultation

24/07/2015

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/docs/ip_20150724_en.pdf

2014年9月26日から2015年1月16日までに行われた意見募集について、2015年2月2日に27,087の意見が寄せられたことを発表した。今回は、その内容をまとめたものを発表する。

* Report on Public consultation on defining criteria for identifying endocrine disruptors in the context of the implementation of the Plant Protection Product Regulation and Biocidal Products Regulation

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/docs/2015_public_consultation_report_en.pdf

3. FVO 査察報告書

● ドミニカ共和国—農薬 - 輸出管理

Pesticides - Export Controls Dominican Republic 2015-7495

19/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3449

2015年1月27日～2月5日までドミニカ共和国で実施された、植物製品、特にEUに輸出するナス、ペッパー、ササゲの農薬残留物管理を評価するための査察。2010年の前回の査察以降、農薬輸入者と小売業者の検査が増え、認可後の管理が改善されている。認可は農薬品質管理と公式な分析が十分でないため、全体的な管理システムの信頼は明らかに弱いままである。当局の定期的なチェックで一定の保証は提供されているものの、様々な欠点により保証は限定されている。EUへの輸出製品が残留物量超過のため拒絶されると緊急警告通知へ即刻、強力な協調したフォローアップが行われる。2010年の査察の7つの勧告のうち2つが完全に扱われている。

● ウルグアイ—水産物

Fishery products Uruguay 2015-7471

15/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3447

2015年3月4～11日にウルグアイで実施されたEUへ輸出する水産物の公的管理評価に関する査察。一般にウルグアイの水産物の公的管理には包括的なシステムがあり、EU法に従った適切な保証を提供している。

- キューバー生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

Cuba - evaluate the monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products Cuba 2014-7335 11/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3437

2014年11月25日～12月4日までキューバで実施された査察。水産養殖エビとハチミツの残留モニタリングシステムはEUの要請に合った保証を提供している。認証検査機関において検査すべき物質の範囲も適切でEU法の要件に合致し、検体の追跡性がよく、不適格なハチミツには効果的にフォローアップされている。検体数が少ない、水産養殖の検体が一年を通して均等に分布されていない、などといった多くの要因に計画の効果が弱められている。動物用医薬品に関しては食品を生産する動物にクロラムフェニコール、ニトロフランなど物質の使用を禁止している。残留物違反のリスクは、水産養殖エビとハチミツの処置に認可された薬がなく、薬の入手は専門獣医に限定されているので減少している。

- クロアチア生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

Croatia - evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products including controls on veterinary medicinal products 11/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3438

2015年2月10～19日にクロアチアで実施された査察。この最初の査察では、EU加盟後に残留モニタリングがEU要件に合っているのか法律上の管理方法に焦点を当てた。その年の最初の二か月に残留モニタリングがなされなかったにもかかわらず、当局の計画進行効果、残留モニタリング計画の実行、不適格な結果のフォローアップに信頼が持てる。分析方法の実行にいくつか欠点があるものの、検査所の実績と分析結果の確実性を信頼することができる。検査所の方法は適切で職員は十分に訓練されている。動物用処方箋を免除された製品リストの目立った警告を除いては、動物用医薬品の国内市販認可、流通、使用、公的管理は一般にEU法に従っている。

- ベラルーシ生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

Belarus - evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal

products including controls on veterinary medicinal products

11/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3436

2014年10月28日～11月6日までベラルーシで実施された査察。卵、水産養殖、牛乳の残留物管理システムが提供する保障を含む。不適格結果の追跡調査については改善され大部分はEUの要請に沿っている。検査所ではいくつかの対策がまだ有効ではなく効果を弱めている。動物用医薬品に関しては、認可システムと流通管理と使用に欠点がある。このシステムの有効性はEU輸出用に限られており、輸出許可のない動物製品はそうではなく、家禽肉にはEU、ベラルーシ双方での禁止物質（ニトロフラゾン、ニトロフラン）が発見されている。その結果ベラルーシがこの商品をEUに輸出することを認可されても、現在の弱い管理システムでは十分な保証を提供できない。過去二年間EUで直接屠殺する生きた馬の輸出は行われておらず、馬の登録制度は確立されていない。EUと、あるいはEU/ベラルーシ馬の行動計画に基づく同等の、馬の身元証明と追跡調査は実際には行われていない。

● カンボジア—農薬

Pesticides Cambodia 2014-7299

10/06/2015

http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3445

2014年11月11～21日にカンボジアで実地された、EUに輸出するナス、きんさい(芹菜、Chinese celery)、ささげの農薬残留物に関する査察。EUへの輸出作物に残留濃度の緊急警報通知数が増大したため、緊急の懸念に対処するための強固な初期行動をとった。輸出用倉庫の見直し、関係者との情報会議の開催など。だが、直接農薬残留物に的を絞った手段がなく効果は限られている。概して当局は積極的に初期行動をとっており、この問題を解決するために熱心な関与を示しているが、今日まで取られた行動はまだ不十分である。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015年第30週～第31週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ギリシャ産ジャガイモのフェナミホス(0.23 mg/kg)、スペイン産冷凍ヨシキリザメの水銀(1.29; 1.8 mg/kg)、オーストリア経由ポーランド産飼料用乾燥リンゴかすのダイオキシン(PCDD/F と dlPCB の合計: 2.528 pg WHO TEQ/g)、原料ハンガリー及びウクライナ産イタリア産百科蜜の禁止物質クロラムフェニコール(2 mg/kg)、オランダ経由中国産子供が装飾したメラミン皿からのメラミンの溶出(4.4 mg/kg)、スペイン産冷凍メカジキ切り身の水銀(1.3 mg/kg)、ポルトガル産冷凍メカジキロインの水銀(2.15 mg/kg)、オランダ産アーモンドのアフラトキシン(B1=126 µg/kg)、ポルトガル産冷凍大西洋マカジキの水銀(2.10 mg/kg)、中国産バーベキューカトラリーからのニッケルの溶出(1.43 mg/kg)、中国産子供が装飾したメラミン皿からのホルムアルデヒド(16.2 mg/kg)及びメラミン(3.7 mg/kg)の溶出、スペイン産生鮮メカジキの水銀(1.52 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

カメルーン産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 167; Tot. = 228 µg/kg)、オーストラリア産オイル漬け有機種無しレーズンのオクラトキシン A (28 µg/kg)、スペイン産チルド白いタイの水銀(1.2 mg/kg)、モルジブ産チルドキハダマグロ切り身のヒスタミン(312 mg/kg)、セルビア産パプリカのホルメタネート(0.08 mg/kg)、オランダ産玉レタスのオキサミル(0.031 mg/kg)、アラブ首長国連邦経由中国産飲料グラスのカドミウム(31.46 mg/item)及び鉛(352.46 mg/item)の溶出、スペイン産調理済みバナメイエビの亜硫酸塩高含有(208 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキ切り身の水銀(1.7 mg/kg)、スリランカ産冷凍マグロロインのヒスタミン(143-815 mg/kg)、中国産ベビーサイシン(菜心)のプロクロラズ(0.53 mg/kg)、バングラデシュ産生鮮マンゴーのプロピコナゾール(0.11 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

チェコ共和国経由中国産シロップ入りイチゴの着色料ポンソー4R/コチニールレッド A(E124)の未承認使用(10 mg/kg)、デンマーク経由ドイツ産マス用完全飼料のセレン高含有(1.0 mg/kg)、オランダ経由フィリピン産保存ココナッツジェルの着色料タートラジン(E102) (ラベル上表記)・アルラレッド AC(E129) (76 mg/kg)・ブリリアントブルー FCF(E133) (ラベル上表記)の未承認使用、オランダ産ファルマグリセリンの3-クロロ-1,2-プロパンジオール (3-MCPD) (186; 180; 150 µg/kg)、米国経由フランス産飼料用テンサイペレットにディーゼルオイル、オランダ及びドイツ経由ベルギー産砂糖屑のアンチモン(4.5; 6.9; 1.5; 12.2; 7.1 mg/kg)、原料ドイツ・イタリア・スペイン産イタリア製造マス用完全飼料に反芻動物の DNA の存在、チェコ共和国産食品サプリメントの未承認物質パバイン及びブロメライン、ドイツ製造ラトビア産食品サプリメントのモンタン酸エステル(E912)未承認、クロアチア産ヨーロッパアカザエビの亜硫酸塩高含有(475 mg/kg)、スペイン産飼料用魚肉に反芻動物の DNA の存在、スペイン産砕いたイナゴマメ・茎を除いた鞘と種のデルタメトリン(0.17 mg/kg)及び未承認物質ペルメトリン(0.220 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ケニア産鞘付き緑豆のメタミドホス(0.067 mg/kg)、エジプト産塩水入りレッドチェリー

ペッパーのドジン(0.30 mg/kg ; 0.21 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.38 mg/kg ; 0.31 mg/kg)、中国産カイラン菜のクロルピリホス(0.52 mg/kg)及び未承認物質クロルフェナピル(0.04 mg/kg)、モロッコ産赤いタイの水銀(0.90 mg/kg)、ベトナム産ドラゴンフルーツの未承認物質ペルメトリン(0.19 mg/kg)、中国産鉄製魚用トングからのクロムの溶出(0.8 mg)、中国産ステンレス製ナイフからのクロムの溶出(1 mg/l ; 3.5 mg/l)及び高濃度の総溶出(29 mg/dm² ; 14 mg/dm²)、ナイジェリア産茶豆のクロルピリホス(0.03 mg/kg)・シペルメトリン(0.023 mg/kg ; 0.86 mg/kg)・ジメトエート(0.037 mg/kg ; 0.038 mg/kg ; 0.013 mg/kg)・未承認物質ジクロロボス(0.1 mg/kg ; 0.17 mg/kg ; 6.3 mg/kg)及びトリクロルホン(0.34 mg/kg ; 0.66 mg/kg ; 8.4 mg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分デンドロビウムノビル・新規食品成分トンカットアリ・新規食品成分ハッシュウマメ・未承認物質バナジウム・アルギニン - アルファケトグルタレート及び未承認販売 (分岐鎖アミノ酸として L-ロイシン・L-イソロイシン・L-バリンを含むアナキクルス・ピレスルム)、イエメン産冷凍イカのカドミウム(2.99 mg/kg)、中国産発酵茶のビフェニル(0.12 mg/kg)、トルコ産硫黄処理した乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2685 mg/kg)、インド産クミンシードのアセタミプリド(0.16 mg/kg)・チアメトキサム(0.12 mg/kg)・イミダクロプリド(0.16 mg/kg)・未承認物質プロフェノホス(0.16 mg/kg)及びカルベンダジム(0.30 mg/kg)、エジプト産塩水入り種抜きオリーブの未承認物質プロフェノホス(0.091 mg/kg)、インド産緑のカルダモンのシペルメトリン(1.5 mg/kg)・キナルホス(1.1 mg/kg)・ラムダ-シハロトリン(0.98 mg/kg)・イミダクロプリド(0.22 mg/kg)・フィプロニル(0.086 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.97 mg/kg)、インド産黒いカルダモンの未承認物質アントラキノン(0.41 mg/kg)、インド産冷凍ウシエビ(ブラックタイガー)の禁止物質ニトロフラン類フラゾリドン代謝物(AOZ) (2.8 µg/kg)、ケニア産生鮮鞘付き豆の未承認物質カルベンダジム(0.45 mg/kg)、中国産カッティングボード付きナイフセットからのクロムの溶出(4.4-17.2 mg/kg)及び未知の物質の溶出(37-144 mg/dm²)、ドミニカ共和国産トウガラシのアセタミプリド(0.81 mg/kg)、フィリピン産スパークリングシトラス飲料の未承認物質エチレンジアミン四酢酸(EDTA)、ドミニカ共和国産チリペッパーのフィプロニル(0.013 mg/kg)、中国産湯がいたピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 7.2 µg/kg)、ブラジル産パパイヤの未承認物質クロルフェナピル(0.02 mg/kg)、中国産ステンレス製バスケット(蒸し野菜調理)からのクロムの溶出(鉄の羽から最大 0.8 mg/kg)、ケニア産サヤインゲンのメタミドホス(0.3 mg/kg)、インド産バスマティ米のアセフェート(0.022 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 香料物質に安全性の懸念があるとみなされる

Flavouring substance considered a safety concern

23 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150723.htm>

新しい動物実験で、*p*-メンタ-1,8-ジエン-7-オール（ペリラアルデヒド、ペリルアルデヒド）には遺伝毒性があることが示された。EFSAは、食品香料の安全性評価において遺伝毒性があると分類された化合物は、消費者暴露量を考慮することなくそれだけで懸念があると結論する。

*香料グループ評価

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 208 Revision 1(FGE.208Rev1): Consideration of genotoxicity data on representatives for 10 alicyclic aldehydes with the a,b-unsaturation in ring / side-chain and precursors from chemical subgroup 2.2 of FGE.19

EFSA Journal 2015;13(7):4173 3

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4173.htm>

香料評価の過程で他の同じサブグループの物質の代表として使うため、*p*-メンタ-1,8-ジエン-7-オールについても遺伝毒性のデータを提出するよう要請された。香料企業から 2012年に細菌の復帰突然変異アッセイと HPRT アッセイと *in vitro* 小核試験のデータが提出された。そこでもなお懸念が指摘されたため、最初の接触部位（つまり胃や十二指腸）と肝臓で *in vivo* コメントアッセイを要請された。そこでラットでの、骨髄小核試験と肝臓と十二指腸でのコメントアッセイを組み合わせた試験が提出された。小核やコメントアッセイでは問題がなかったが、最高用量（700 mg/kg bw/day、MTD）で肝臓に DNA 鎖切断の統計学的に有意な増加が観察された。これが対照群の 3 倍以上で直線的用量相関が認められた。歴史的対照群のデータの範囲が相当広くオーバーラップがあるものの歴史的対照群をデータの解釈基準にはできないと判断した。

全体として *p*-メンタ-1,8-ジエン-7-オールは *in vivo* 遺伝毒性と判断された。

p-メンタ-1,8-ジエン-7-オールは残り 9 つの同じサブグループ 2.2 の代表とみなされるため、それらについても安全上の懸念があると判断される：*p*-メンタ-1,8-ジエン-7-オール [FL-no: 02.060]、ミルテノール [FL-no: 02.091]、ミルテナール [FLno:05.106]、2,6,6-トリメチル-1-シクロヘキセン-1-カルボキサルデヒド [FL-no: 05.121]、蟻酸ミルテニル [FLno:09.272]、*p*-メンタ-1,8-ジエン-7-イル酢酸 [FL-no: 09.278]、酢酸ミルテニル [FL-no: 09.302]、ミルテニル-2-メチル酪酸 [FL-no: 09.899]、ミルテニル-3-メチル酪酸 [FL-no: 09.900]。

2. 科学的評価においてデータと根拠を取り扱う基本原則とプロセス

Principles and process for dealing with data and evidence in scientific assessments

EFSA Journal 2015;13(5):4121[36 pp.]. 03 June 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4121.htm>

科学的評価をさらにすぐれたものにし、透明性と開示性を増す上で、科学コミュニティの動向に沿って EFSA は PROMETHEUS 計画（科学的評価における根拠の利用を促進する方法）（2014–2016）を開始した。これは「データと証拠を取り扱う」EFSA の方法をより改善し、一貫性を高めることを目的としている。

3. 意見募集：健康強調表示ガイダンス

Public consultation: health claims guidance

20 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150720.htm>

EFSA は、健康強調表示評価のために一般的ガイダンス更新版についてパブリックコメント募集を始めた。興味のある団体は 9 月 11 日まで。

4. 遺伝子組換え関連

- **Monsanto** から組織選択制、除草剤耐性遺伝子組換えトウモロコシ MON 87427 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工の販売申請に関する科学的意見

Scientific Opinion on the application (EFSA-GMO-BE-2012-110) for the placing on the market of tissue-selective herbicide-tolerant genetically modified maize MON 87427 for food and feed uses, import and processing under Regulation (EC) No 1829/2003 from Monsanto

EFSA Journal 2015;13(6):4130[25 pp.]. 19 June 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4130.htm>

申請範囲上のヒトと動物と環境の潜在的な影響に関して、非 GM トウモロコシと同様に安全である。

- **Monsanto** から除草剤耐性遺伝子組換えダイズ MON 87708 × MON 89788 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工の販売申請に関する科学的意見

Scientific Opinion on application (EFSA-GMO-NL-2012-108) for the placing on the market of the herbicide-tolerant genetically modified soybean MON 87708 × MON 89788 for food and feed uses, import and processing under Regulation (EC) No 1829/2003 from Monsanto

EFSA Journal 2015;13(6):4136[26 pp.]. 18 June 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4136.htm>

その範囲上のヒトと動物と環境の潜在的な影響に関して、非 GM 比較測定器や非 GM ダイズと同様に安全である。

- 認可された遺伝子組換え食品及び飼料の更新申請のためのガイダンス

Guidance for renewal applications of genetically modified food and feed authorised under Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2015;13(6):4129 [8 pp.]. 18 June 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4129.htm>

EFSA は遺伝子組換え食品及び飼料の準備中の申請と認可更新の申請の仕方の助けとなる詳細ガイダンスを発表する。

5. 食品添加物としてのクロロフィル (E 141(i))及びクロロフィリン(E 141(ii)) の銅錯体の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on re-evaluation of copper complexes of chlorophylls (E 141(i)) and chlorophyllins (E 141(ii)) as food additives

EFSA Journal 2015;13(6):4151[60 pp.]. 30 June 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4151.htm>

クロロフィルとクロロフィリンの銅錯体 (Cu-chlorophylls: E 141(i) ; Cu-chlorophyllins: E 141(ii)) の吸収、分布、代謝、排泄(ADME)及び遺伝毒性、慢性毒性、発がん性、生殖及び発生毒性に関する信頼できる情報が不足しているため、食品添加物としての使用の安全性が評価できない。そのため現在の許容一日摂取量(ADI)を引き下げるべきである。さらに、食品添加物 E 141(i)と E 141(ii)に存在する様々な成分の正確な同定と、抽出物の最大 90%に相当する可能性がある E141(i)の非クロロフィル成分に関する情報を含んで規格を更新するべきである。

6. 健康強調表示関連

血圧を下げ高血圧症のリスクを減らすことと Symbiosal®に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to Symbiosal® and lowering of blood pressure and reduced risk of hypertension pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2015;13(7):4147 [13 pp.]. 01 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4147.htm>

因果関係は確立されていない。Symbiosal は海水塩(97 %)とキトサン(3 %)からなる。減塩食の文脈で食卓塩の代わりに使うことで血圧を下げるという 40 人でのヒト試験が提出されたが統計学的処理や実験デザインに欠点があり、動物実験の結果とも矛盾しメカニズムが考えられないことなどから立証されたとはみなさない。

7. 飼料添加物関連

- 繁殖用豚の飼料添加物としての VevoVital® (安息香酸)の安全性と有効性に関する科

学的意見 (懐胎、授乳中の雌豚、雄豚、雌子豚)

Scientific Opinion on the safety and efficacy of VevoVital® (benzoic acid) as a feed additive for pigs for reproduction (gestating and lactating sows, boars and gilts)

EFSA Journal 2015;13(7):4157 [7 pp.]. 03 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4157.htm>

尿の pH への影響だけでは現実的あるいは生物学的な有用性とはみなせない。

● 子豚と雌豚肥育用、豚の飼料添加物としての Cylactin® (*Enterococcus faecium* NCIMB 10415)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Cylactin® (*Enterococcus faecium* NCIMB 10415) as a feed additive for pigs for fattening, piglets and sows

EFSA Journal 2015;13(7):4158 [18 pp.]. 03 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4158.htm>

この添加物は乳離れしていない子豚と離乳子豚、ブタ肥育用、雌豚に最大提案量で安全だとみなした。雌ブタや授乳中のブタには有効な可能性があるが、ブタ肥育用には有効性を支持する十分なデータがない。

● 鶏類と豚の飼料添加物としての ENZY PHOSTAR® (6-フィターゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of ENZY PHOSTAR® (6-phytase) as a feed additive for avian and porcine species

EFSA Journal 2015;13(7):4159[26 pp.]. 06 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4159.htm>

最終製品に生産菌も組換え DNA も検出されない。遺伝子操作に関する安全性の懸念とはならない。研究対象種に最小推奨量で安全である。この結論は、産卵鶏育成用、交配用に育成している七面鳥用に拡大され、他の鳥種やマイナー豚種に対応する用量で外挿された。

● 全ての動物種用飼料添加物としてのリグノスルホネートの安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of lignosulphonate as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2015;13(7):4160 [17 pp.]. 06 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4160.htm>

リグノスルホネートは鶏肥育用、産卵鶏用、豚肥育用、牛肥育用に完全飼料に 10,000 mg/kg の最大濃度で安全だが、安全性のマージンは確認できていないので、全ての動物種にこの結論を拡大できない。

- HELM AG から提出された申請に基づく全ての動物種用の大腸菌 CGMCC 3705 より生産された技術的純品 L-リジン塩酸塩及びアミノ酸生産菌 CGMCC 3704 より生産された L-リジン硫酸塩の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of L-lysine monohydrochloride, technically pure, produced with Escherichia coli CGMCC 3705 and L-lysine sulphate produced with Corynebacterium glutamicum CGMCC 3704 for all animal species, based on a dossier submitted by HELM AG

EFSA Journal 2015;13(7):4156 [25 pp.]. 06 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4156.htm>

最終製品から生産菌や組換え DNA は検出されない。従って遺伝子組換えによる安全上の懸念はない。L-リジン塩酸塩と L-リジン硫酸塩製品は非反芻動物が食事からアミノ酸の適切なバランスを維持し取り戻すのに有効だとみなされた。

8. 新規食品としての UV 処理パンの安全性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety of UV-treated bread as a novel food EFSA Panel on Dietetic Products, Nutrition and Allergies

EFSA Journal 2015;13(7):4148 [16 pp.]. 01 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4148.htm>

酵母の発酵により生じるエルゴステロールをビタミン D2 に変換するために紫外線を照射したもの。申請条件で、UV 処理したビタミン D2 豊富なパンは安全だとみなす。

9. グリホサート : EFSA は IARC の知見を評価する

Glyphosate: EFSA assesses IARC findings

30 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150730.htm>

今週発表された IARC の報告書は、EFSA の現在進行中のグリホサート再評価のピアレビューの一環として検討されるだろう。EFSA の最終的結論は、今年後半に欧州委員会に送付され発表される予定である。

*IARC Monographs 112: glyphosate

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol112/mono112-02.pdf>

10. コバラミン (ビタミン B12) の食事摂取基準に関する科学的意見

Scientific Opinion on Dietary Reference Values for cobalamin (vitamin B12)

EFSA Journal 2015;13(7):4150 [64 pp.]. 09 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4150.htm>

コバラミンのバイオマーカーの組み合わせに基づくアプローチ、すなわち血清コバラミン、ホロトランスコバラミン(holoTC)、メチルマロン酸(MMA)、血症総ホモシステイン

(tHcy)が、コバラミンの食事摂取基準 (DRVs) を導出するための最も適切なアプローチである。パネルは、コバラミンの適正摂取量 (Adequate Intake : AI) を次のように設定した。

成人 : 4 µg/day

乳児と子供 : 1.5 µg/day

15~17 歳の子供 : 4 µg/day

妊婦 : 4.5 µg/day

授乳中の女性 : 5 µg/day

1 1. α-トコフェノールとしてのビタミン E の食事摂取基準に関する科学的意見

Scientific Opinion on Dietary Reference Values for vitamin E as α-tocopherol

EFSA Journal 2015;13(7):4149[72 pp.]. 09 July 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4149.htm>

成人、乳児、子供の α-トコフェノールとしてのビタミン E の平均必要量 (ARs)、集団別基準摂取量 (Population Reference Intakes : PRIs) が導出できないため、EU で明らかに α-トコフェノール欠乏のない健康的な集団で観察された摂取量に基づき適正摂取量 (AIs) を次のように設定した。

成人 : 男性 13 mg/day、女性 11 mg/day

子供 : 1~3 歳 男女共 6 mg/day

3~10 歳 男女共 9 mg/day

10~18 歳 少年 13 mg/day、少女 11 mg/day

乳児 : 7~11 か月 5 mg/day (母乳のみで生育した 0~6 か月の乳児の摂取量に外挿して導出)

妊婦と授乳中の女性 : 成人女性と同量

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FSS (スコットランド食品基準庁、FSA のサイトからリンク)

DNP : 緊急健康警告

DNP: Urgent health warning from FSS

23 July 2015

<http://www.foodstandards.gov.scot/news/dnp-urgent-health-warning-fss>

DNP というダイエット用製品について緊急に警告する。DNP は、2,4-ジニトロフェノール、Dinosan、Dinitra、Dnoc、Solfo Black、ニトロフェン、アルジフェン、Chemox とも呼ばれる。DNP はヒト摂取にとって安全ではないが、違法に「脂肪燃焼剤」として販売され続けている。DNP は摂取すると急性中毒を起こす可能性がある。

2. マスタードオイルのエルカ酸

Erucic Acid in Mustard Oil

20 July 2015

<http://www.foodstandards.gov.scot/sites/default/files/FSSNF15006%20-%20Erucic%20Acid%20in%20Mustard%20Oil%20-%20letter%20to%20enforcement%20officers%20-%20020%20July%202015.pdf>

食品汚染物質規制ではエルカ酸の最大量は5%と定められている。マスタードオイルにはエルカ酸が多い(20~50%)ことが知られており、最近の調査でも最大50%だった。そのような基準違反のマスタードオイルは健康リスクとなる。

一部の食品事業者が「外用のみ」と表示してエルカ酸が多いマスタードオイルを食用油と一緒に並べて販売し、消費者を誤解させている。またウェブサイトでも食用可であるかのように示唆している企業もある。食品事業者は法に従うように。

3. 食用昆虫について情報が必要

Information wanted on edible insects

29 July 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/14264/edible-insects>

FSA は英国の食用昆虫を販売している食品事業者に対し、一部の昆虫について食品として販売するためには認可が必要になる新しい EU 規制改定のため準備を始めるよう要請する。

欧州委員会は加盟国での食用昆虫販売に関する新規食品規制の調和を探っている。新規食品とは1997年以前には意味のある摂取歴のない食品または食品成分のことである。

EU では昆虫の一部や抽出物は既に新規食品としての認可が必要であるが、丸ごとの昆虫に対してこれが適用されるかどうかについては国により解釈が異なる。英国では丸ごとの食用昆虫は新規とはみなされていない。もし新規食品規制が提案通り改定されれば、これは2016年までに変更される。これらの変更への準備のための、FSA はヒト食用に昆虫を販売している企業に、FSA がそれらの食用としての歴史を示すのに役立つ情報を提供するよう要請している。もし1997年5月15日以前にある程度食用として食べられてきたことを示す十分な根拠がなければ、それらの昆虫は新規食品とみなされる。このことは販売を継続するためには安全性を示す情報を提供する必要があることを意味する。FSA は関連情報を2015年9月21日までに提出するよう要請する文書を事業者に送付した。

4. 新規食品関連

● 2015年8月10日まで1-MNAについて意見募集

Views wanted on 1-MNA by 10 August 2015

31 July 2015

<http://acnfp.food.gov.uk/news-updates/news/2015/14277/views-wanted-on-1-mna>

1-メチルニコチンアミドについて、アテローム性動脈硬化症に関連するリスク因子を減らすことを目的とした食品サプリメントへの使用申請があった。1-メチルニコチンアミドはナイアシンの代謝中に体内で生成する物質である。FSA の独立した専門家委員会が意見案を作成した。これについて意見を募集する。

● 2015年8月20日までチアシードについて意見募集

Views wanted on chia seeds by 20 August 2015

30 July 2015

<http://acnfp.food.gov.uk/news-updates/news/2015/14274 chia-seeds>

簡易申請により、南米特定地域産のものが先に認可された豪州産のものと同様であるという意見を求められている。

5. 消費者意識追跡調査の結果発表

Public attitudes tracker survey results published

30 July 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/14268/public-attitudes-tracker-results-published>

FSAが年2回実施している消費者意識追跡調査のうち、2015年5月の調査結果を発表した。この調査は、FSA及び食品に関連する問題についての消費者の態度を知るためのものである。調査は英国の成人2,640人を対象とし、市場調査会社TNSへ委託して行った。

食品安全への懸念上位（自発的プラス誘発性）は、外食時の食品衛生（37%）と食品への添加物の使用（29%）だった。より広範な食品問題については食品中の砂糖の量（51%）、食品廃棄（49%）、食品中の塩の量（47%）だった。

● 英国健康安全局（HSE : Health and Safety Executive）

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 最新モニタリング結果

Latest Rolling Results

21 July 2015

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/Latest+results+and+reports/latest-rolling-results.htm?wbc_purpose=Ba

2015年6月にサンプリングした鞘付き豆、ブドウ、ミルク、オクラ及びジャガイモの残留農薬検査結果。最大残留基準値（MRL）を超過していたのは、ドミニカ共和国産鞘付き

豆のエンドスルファン 0.07 mg/kg (MRL 0.05 mg/kg)、インド産鞘付き豆のエチオン 0.2 mg/kg (MRL 0.01 mg/kg)、インド産鞘付き豆のモノクロトホス 0.01 mg/kg (MRL 0.01 mg/kg) であった。

● 英国公衆衛生庁 (PHE: Public Health England)

<https://www.gov.uk/government/organisations/public-health-england>

1. ヒトと動物の抗生物質使用・販売・耐性に関するワンヘルス報告書：2013

One Health Report on human and animal antibiotic use, sales and resistance (UK):

2013

22 July 2015

<https://www.gov.uk/government/publications/health-protection-report-volume-9-2015/hp-r-volume-9-issue-26-news-24-july#one-health-report-on-human-and-animal-antibiotic-use-sales-and-resistance-uk-2013>

PHE と動物用医薬品局が協力し、特定のヒトと動物の病原体の抗菌薬使用と耐性について最新データをまとめた。

ヒト用に処方された抗生物質は 531.2 トン、動物用に販売されたものは 418.7 トンで、英国では使用されている抗生物質の総量の 56%がヒトでの使用である。ヒトで最も多く使われたのはペニシリン類 (64%) とテトラサイクリン類 (10%)、動物ではテトラサイクリン類(43.5%)、ペニシリン類(21.7%)である。

* UK One Health Report

Joint report on human and animal antibiotic use, sales and resistance, 2013

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447319/One_Health_Report_July2015.pdf

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA ホットトピック 食品と飲料の宣伝について

ASA Hot Topic on Food and Drink advertising.

https://www.asa.org.uk/News-resources/Hot-Topics/~/_media/Files/ASA/Hot%20Topics/Food%20and%20drink%20hot%20topic.ashx

—大きな問題—

近年食品の宣伝はある種の政治的難問になった。国民のウェストがかつてないほど大きくなっていることへの懸念と健康強調表示規制が、食品の広告に厳しい目を向けさせている。

子どもを守る

子どもの肥満増加が社会のなかの深刻な考察対象になり、政府や医療の専門家にその根本原因の同定と対策を試みさせている。非難の対象となっている一要因が広告である。

子どもの肥満への懸念は食品や飲料の宣伝規則強化につながった：テレビでは脂肪と塩と砂糖の多い食品（HFSS）に対して制限がある。宣伝基準では、テレビの宣伝の内容や放送時間に相当な制限がある。このことは、例えば子ども向け広告には有名人や販促品使用について厳しい規則に従わなければならない。

食品と飲料の宣伝には以下のことが禁止されている。

- ・ 貧しい栄養習慣や不健康なライフスタイルを薦める
- ・ 食品や飲料を過剰に摂取
- ・ 無責任な販促
- ・ 押し売りや強引な販売
- ・ 就学前の子ども向けの場合、子どもに人気のあるキャラクターや有名人の使用
- ・ 栄養上のメリットについて誤解させる

テレビで

内容以外に時間と場所についても規則がある。16才までの子どもがよく見る可能性のある番組では HFSS 食品飲料の宣伝は禁止。子ども向けチャンネルでは HFSS 宣伝は禁止。

放送以外とラジオでの広告

放送以外とラジオでの広告の規則は、16才以下を標的とした野菜や果物以外の全ての食品に適用される。さらに有名人やキャラクターの使用に関する他の規則もある。

HFSS の定義は？

FSA の栄養プロフィール計画を用いて分類する。

子どもに魅力的な番組かどうかの定義は？

Broadcast Audience Research Board の数字で子どもが 20%以上見ていたら「特に魅力的」と判断される。

監視とコンプライアンス

2007年以降 ASA が行った調査ではコンプライアンスは高く 2009年調査では 99.4%であった。

オンラインとデジタル広告の課題

(略)

健康と栄養強調表示

広告が栄養上のメリットを強調することがますます多くなった。この場合、誇大宣伝や誤解を招く主張を避けなければならない。宣伝基準では食品や飲料の健康や栄養に関する強調表示には特別な規則がある。特に欧州規制に従わなければならない。

ASA の対応

これまでの裁定の例を提示（大手のジュースやヨーグルトの健康強調表示規制違反）

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 急性吸入毒性のプロビット関数導出法

Method for derivation of probit functions for acute inhalation toxicity

2015-07-21

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2015/juli/Method_for_derivation_of_probit_functions_for_acute_inhalation_toxicity

定量リスク評価法の一つとして、急性毒性のある化合物を吸入した場合に何パーセントのヒトが死亡するかを予想するのにプロビット関数が使われる。プロビット関数を導出するには動物のデータをヒトにあてはめる。その方法論を説明した文書を 2001 年のバージョンから更新した。

2. 2014 年子ども陰膳調査：デザインと実施

Duplicate diet study in children 2014: design and implementation

2015-07-23

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2015/juli/Duplicate_diet_study_in_children_2014_design_and_implementation

（本文オランダ後）

2014 年に RIVM と RIKLT が行った食事中有害物質暴露評価のための 24 時間陰膳調査のデザインと実施がどう行われたかを報告する。

2014 年春と秋、オランダの集団の年齢、性別、社会階級を代表する Wageningen に住む 2～6 才の 126 人の陰膳を集めた。保護者には同時に食事記録も求めてチェックに使用した。検体は RIKLT が保管し、分析に使う。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）

<http://www.anses.fr/>

1. ケトプロフェンとイブプロフェン：ヒトが摂取する水に存在しても健康リスクはない Ketoprofen and ibuprofen: no health risk due to their presence in water for human consumption

15/07/2015

<https://www.anses.fr/en/content/ketoprofen-and-ibuprofen-no-health-risk-due-their-presence-water-human-consumption>

何年もの間、水に存在する残留医薬品が健康当局と科学界双方で主なテーマとなっている。ANSES は 2006 年からこのテーマに取り組んでおり、2013 年にはヒトが摂取する水の残留医薬品の健康リスクを評価する一般的な方法を提案した。水中に存在するヒトが頻繁に使用する薬（カルバマゼピン）と 3 種類の動物用抗生物質（ダノフロキサシン、タイロシン、フロルフェニコール）にこの方法を適用した後、ANSES はフランスで使用されるケトプロフェンとイブプロフェン、2 種類の非ステロイド性抗炎症薬が飲料水に存在するリスクを評価するためにこの方法を使用した。ANSES は本日意見を発表し、ヒトが消費する水にフランスで検出された濃度でケトプロフェンやイブプロフェンが存在することに健康リスクはないと結論した。

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. 新しいツールは輸入食品の安全性確保を進歩させるだろう

New Tools Would Advance Efforts to Ensure the Safety of Imported Foods

July 23, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm455329.htm>

FDA は、FDA 食品安全近代化法のもとでの適格外国企業が輸入食品が米国の食品安全基準を満たしていることを証明するのに役立つ新しい計画をサポートするために、規則を提案しガイダンス文書案を発表した。この計画での適格外国企業の監査や認証は、自主的適格輸入者計画(VQIP)による迅速審査を申請する際に輸入業者が使うことになるだろう。また特定の食品安全性のリスクが同定された場合には、FDA が米国への輸入を認める条件としても要求されるだろう。

提案されている規則は第三者認証による計画参加のための費用などを定める。ガイダンス案では第三者認証のモデル基準などを提示する。

これらについては 75 日間パブリックコメントを受け付ける。

2. リコール情報

Life & More, L.L.C.は Akttive ハイパフォーマンス脂肪燃焼ゴールドカプセルに表示されていない医薬品成分が含まれるため全国で自主回収

Life & More, L.L.C. Issues Nationwide Voluntary Recall of Akttive High Performance Fat Burner Gold Capsules Due to Undeclared Drug Ingredients

July 23, 2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm455816.htm>

FDA の検査でシブトラミン、デスマチルシブトラミン、フェノールフタレインが検出された。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

3. 警告文書

- WARNING LETTER

R-Dream Farms, LLC. 7/14/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm455257.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品セファゾリン。

- Hoof Health LLC dba Hoof Effects 7/9/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm455249.htm>

テトラサイクリンやホルムアルデヒドを含む乳牛用のフットバス用溶液が未承認動物用医薬品。

- HomeopathyStore.com 7/6/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm455512.htm>

ホメオパシーレメディ Influenzinum の宣伝が治療効果を謳っているため新規医薬品に該当し違反。Influenzinum は米国ホメオパシー局方(HPUS)に記載されているが、HPUS の基準を守っていることは有効性と安全性が証明されているという意味ではないことに注意。

- Vander Hoff Bros. Dairy, L.L.C. 6/30/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm455644.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Riley, Jason 7/21/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm455811.htm>

食用として販売された牛の残留動物用医薬品スルファメタジン。

4. FDA は栄養成分表示に追加の改訂を提案

FDA Proposes Additional Revisions to the Nutrition Facts Label

July 24, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm455767.htm>

栄養成分表示に、添加された糖について 1 日分の量に対する割合(%DV)の表示を要求する追加の提案を行う。米国の栄養ガイドライン諮問委員会による 2015 年勧告では、添加糖由来のカロリーが総カロリーの 10%を超えないよう薦めている。

● 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)

<http://www.cdc.gov/>

1. 食用大麻製品を食べたことによる死亡ーコロラド、2014年3月

Notes from the Field: Death Following Ingestion of an Edible Marijuana Product — Colorado, March 2014

MMWR, July 24, 2015 / 64(28);771-772

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6428a6.htm?s_cid=mm6428a6_w

2014年3月にコロラド公衆衛生環境省 (CDPHE) は、19才男性が食用大麻製品を摂取後に死亡したという報告を受けた。CDPHE は、彼の死に関連する要因について評価して予防のガイドにしたい。故人の友人 23 才が大麻クッキーを購入し故人に提供した。警察の報告では故人は最初店員に指示されたとおりに 1 つだけ食べた。30~60 分経って何の効果も感じられなかったために彼は残りのクッキーを食べた (全部で 6 つ : THC 含量は 1 つ当たり 10 mg)。その後 2 時間、彼は常軌を逸した話をし、敵意のある行動をしていたとされる。残りのクッキーを食べて約 2.5 時間後 4 階のバルコニーから飛び降りて外傷で死亡した。死後 29 時間に行われた剖検で主要寄与因子はマリファナ中毒とされた。

コロラド州が大麻のレクリエーション使用を認めた 2012 年以降、他の薬物を使用した根拠がない大麻に関連した死亡報告はこれが初めてである。現在、娯楽用大麻使用が認められているのはアラスカ、コロラド、オレゴン、ワシントンの 4 州とコロンビア特別区で 20 才以上。

2. リゾート地のコンドミニアムでの臭化メチル暴露による重症ー米国バージン諸島、2015年3月

Severe Illness from Methyl Bromide Exposure at a Condominium Resort — U.S. Virgin Islands, March 2015

MMWR July 24, 2015 / 64(28);763-766

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6428a4.htm?s_cid=mm6428a4_w

2015年3月22日、ATDSR は EPA からバージン諸島に休暇で訪れていた家族の急性臭化メチル中毒疑い事例 4 人の報告を受け取った。臭化メチルは米国では住居での使用は禁止されている。バージン諸島保健省や自然資源計画省、EPA による調査で 3 月 18 日に臭化メチルが燻蒸剤として使用されたことを確認した。この燻蒸を行った企業には 3 月 25 日に使用中止命令が出された。その後の調査で 2014 年 10 月 20 日にも同じコンドミニアムで臭化メチル燻蒸が行われていたことがわかった。4 人の家族以外に 37 人が暴露された可能性がある。4 人は十代二人と成人で、6 月 30 日現在、救急病院からは退院しているが 3 人は相当な神経機能不全のため入院してリハビリを受けている。

● ニューヨーク市保健精神衛生局

(NYC DOHMH : New York City Department of Health and Mental Hygiene)

<http://www.nyc.gov/html/doh/html/home/home.shtml>

1. 保健省はニュー Yorker に対し高濃度のヒ素、鉛、水銀を含むことがわかったある種のアーユルベーダ医薬品を避けるように助言

Health Department Advises New Yorkers to Avoid Certain Ayurvedic Medications Found to Contain Elevated Levels of Arsenic, Lead, and Mercury

Friday, July 24, 2015

<http://www.nyc.gov/html/doh/html/pr2015/pr029-15.shtml>

ーこれらの医薬品の多くの重金属量は許容値を大幅に超えるー

ニューヨーク市保健省は、インド産 Shree Baidyanath 製のアーユルベーダ医薬品を避けるよう助言する。検出された重金属の量は基準値（ヒ素 3 ppm、鉛 2 ppm、水銀 1 ppm）を超える。

検出された量は水銀 27,000 ppm、鉛 470 ppm、ヒ素 240 ppm にもなり、許容できる濃度を大幅に上回る。保健省はこれらの製品の見つかった店舗に販売を中止する命令を出した。

全てのアーユルベーダ製品に有害な成分が含まれているわけではないが、一部の製品には鉛や重金属が治療目的で意図的に加えられている。また、アーユルベーダ製品は一般的に安全性の試験はなされていない。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 食品リコール警告 (アレルギー) コーヒーソフトキャンディ、抹茶ソフトキャンディ、リボンブランドソフト北海道ミルクキャンディ

Food Recall Warning (Allergen) - Coffee Soft Candy, Maccha Soft Candy and Ribon brand Soft Hokkaido Milk Candy recalled due to undeclared soy, milk and wheat

July 31, 2015

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2015-07-31/eng/1438390489910/1438390501862>

日本の製品。Can-Roxy Trading Inc.は、大豆、乳、小麦のアレルギー表示が適切でないとして各種キャンディのリコールを行っている。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

Notification Circular 15-15

22 July 2015

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular15-15.aspx>

新規申請及び提案

- ・高収量トウモロコシ系統 MON87403 由来食品

その他

- ・MRL 改訂、など

-
- 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 6人が食中毒

6 ill in food poisoning

July 20, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/07/20150720_192257.shtml

健康保護センターは、男性 2 人と女性 4 人の食中毒アウトブレイク疑いについて調査している。7 月 17 日、Tung Chung 生鮮市場で購入した生鮮 Jin Zhen の喫食後に病気になった。4 人が入院したが、既に退院している。

センターは人々に対し、生鮮 Jin Zhen は根や花の部分に天然の毒素があるため、水に漬けて十分に加熱するよう助言している。

* Fresh Jin Zhen

http://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsb_200502.html

(香港食品安全センターHP の食品安全広報の中に次の記述あり)

Fresh Jin Zhen は、ある種の百合の花芽である。この植物の花と根はコルヒチンを含む。Fresh Jin Zhen は水によく浸漬させて十分に加熱してからでないと食中毒を生じる。市販の加工品や乾燥品は加工中にコルヒチンが分解しているので安全に食せる。

2. 魚検体からマラカイトグリーンが検出された

Malachite green found in fish sample

July 24, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/07/20150724_111516.shtml

ヒゲソリダイ (skewband grunt) 1 検体から痕跡程度のマラカイトグリーンが検出された。この検体は認証養殖計画に参加している地元の養殖場から採取したものである。問題のロットは販売されておらず、農業漁業保全省はマラカイトグリーンの原因を調査中である。

3. 衛生署は表示されていない規制対象薬物を含む痩身用製品の違法販売疑いで小売店を 家宅捜査

DH raids retail shop for suspected illegal sale of slimming products with undeclared controlled drug ingredients

29 July 2015

<http://www.dh.gov.hk/english/press/2015/150729-3.html>

政府の検査で痩身用製品である LAMI と SULAMI から各々シブトラミンとスピロノラクトンが検出された。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

4. 衛生署はアルカロイド汚染のある専売中国薬を捜査

DH investigates case of proprietary Chinese medicine contaminated with alkaloids

29 July 2015

<http://www.dh.gov.hk/english/press/2015/150729-4.html>

中国薬「Chuan Xin Lian Pian」からエンジュアルカロイドが検出された。この製品は、インフルエンザ、喉の痛み、咳用として販売されていた。衛生署は 2015 年 7 月 29 日付けで中国薬 4 製品からマチンアルカロイド及びエンジュアルカロイドが検出されたことを報告しており、今回の製品はそのフォローアップ調査で確認された。製品の写真は本ウェブサイト参照。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

・ 2015.7.17.~2015.7.23.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=28349>

・ 2015.7.10.~2015.7.16.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=28278>

・ 2015.7.3.~2015.7.9.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=28214>

2. 海外のインターネットサイト販売商品の購入の際注意

健康機能食品政策課 2015-07-20

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=28284&cmd=v>

食品医薬品安全処は、本年4月から6月までの3ヶ月間、海外インターネットサイトを通じて販売されているダイエット効果（54個）、性機能改善（24個）、筋肉強化（31個）を標榜した食品109製品を収去・検査した結果、20製品からイカリイン、ヨヒンビンなど食品に使用できない有害物質が検出されたと発表した。

Supergenic、Max-Slim などダイエット効果を標榜した12製品からはヨヒンビンや肥満治シブトラミンなどが検出された。MACA Man、TestoJack200のような性機能改善製品5個からはイカリインなどが検出された。SuperLean、Testogen-XR など筋肉強化製品3個からもヨヒンビンやイカリインが検出された。

食薬処は、海外インターネット販売製品のうちダイエット、性機能強化、筋肉強化などの虚偽・誇大広告製品からは有害物質が検出されており、消費者は十分に注意する必要があるとしている。

3. MERS 予防などを標榜する虚偽・誇大広告品の取り締まりの結果

食品管理総括課/不良食品根絶推進団/健康機能食品政策課 2015-07-10

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=28211&cmd=v>

食品医薬品安全処は、インターネットサイトで販売された食品を対象にMERS(中東呼吸器症候群)予防、免疫力増進などと虚偽・誇大広告する事例について6月4日から7月7日まで取り締まった結果、32インターネット販売会社を摘発し、地方自治体に行政処分または告発措置するよう要請した。また、ブログ105ヶ所を摘発してインターネットポータルサイト運営者に該当のサイト遮断を要請した。

今回の取り締まりは、最近MERSによる消費者不安心理を利用した健康機能食品などの虚偽・誇大広告事例が増加したため消費者被害を防ぐために実施した。

摘発された事例は製品衛生に問題があるのではないが、インターネット販売会社やブロガーが販売や広報をする際に健康機能食品を認められた機能性以外の内容で虚偽・誇大広告したり、一般食品がまるで機能性があるかのように虚偽・誇大広告したものである。

・〇〇インターネット販売会社は、ビタミンミネラル健康機能食品を「ビタミンCとビタミンDが人体の免疫力を育ててくれてMERSにもかからないようにしてくれる」と広告した。

- ・〇〇ブログは、ある食品を‘MERS 予防法’、‘呼吸器免疫力を育てる製品’と広告した。
- ・〇〇ブログは、別の食品を‘MERS 予防には免疫力強化が一番重要で、免疫力強化改善食品を紹介する’と広告した。

4. ウォーターティッシュ、洗浄剤などの原料成分の危害の恐れはない

食品危害評価課 2015-07-09

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=28193&cmd=v>

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、販売されているウェットティッシュ及び合成洗剤、漂白剤、柔軟剤などの洗浄剤に使われる 28 成分のリスク評価を実施した結果、人体に害を与えないという結果になったと発表した。

今回のリスク評価は 2011 年に発生した加湿器殺菌剤事故以後、日常的に使われる製品に対する安全性を検証するための国務総理室による「生活化学用品安全管理総合計画」の一環で、2012 年から 2014 年まで実施した。

評価対象 28 成分は、これら製品に共通に使われていたり使用頻度が高い成分など 15 を選別した後、アレルギーなどを誘発する 13 を追加した。

評価方法は 28 成分の含有量をそれぞれ分析し、国内消費者が使う回数と 1 回使用量などは 3,000 人にオンライン調査して、成分ごとに最大暴露量に対してリスク評価した。リスク評価の参照量は動物実験の最大無毒性量で決め、暴露量が参照量の 1/100 以下の水準なら安全であると判断される。

ウェットティッシュ（今年 7 月から化粧品に管理される）の場合、市中で販売される製品の 120 個を無作為収去して調査したところ 28 対象成分のうち 20 が含まれていたが、リスク評価の結果で 20 成分は全て安全な水準であった。ウェットティッシュ成分の約 97%は水分(水)で、残り 3%程度には保存料、界面活性剤などが微量含まれていた。エタノールが 54 製品に含まれていて使用頻度が一番高く次いでアルコール類などの順序であった。ウェットティッシュは乳児から大人まで多様な年齢層が使うので、リスク評価を 3 歳以下と成人で分けて実施した。3 歳以下の場合一日に 8 回、成人は 2 回使われた。

合成洗剤、漂白剤、柔軟剤など洗浄剤も市中で販売される製品 160 個を収去して同様に評価した。28 評価対象成分中で 21 が含まれていた。リスク評価の結果、159 製品は 21 成分の暴露量が参照量の 1/100 より少なく安全であった。

5. ホルムアルデヒドが基準を超過した「ポップコーンボウル」製品の回収措置

食品管理総括課 2015-07-07

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=28173&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品等輸入・販売会社が輸入・販売した中国産「ポップコーンボウル」からホルムアルデヒドが基準（4 mg/L 以下）を超過（166 mg/L）して検出されたため販売中断及び回収措置とした。

6. 食医薬品安全処、食品中の食肉原料に混入可否判別法の技術移転

新型有害物質チーム 2015-07-07

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=28162&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品の牛・豚などのような食肉原料に、ニワトリ・アヒルなどのような家禽類原料が入っているかどうかを判別することができる遺伝子分析技術を生命工学ベンチャー企業である(株)コゼンバイオテックに技術移転すると発表した。

今回の技術移転は、食薬処が自主開発して特許登録した遺伝子分析技術を中小企業が製品開発などに活用することができるようにするためである。(株)コゼンバイオテックがこの分析法を活用した製品を開発して実際に製品販売が成り立つ場合には、食薬処は製品の技術シェアを認められて対価を受けとる。

移転される技術は食薬処が2011年から2013年まで開発して2013年に特許登録した「食品原料の食肉及び家禽類混入可否を判別する遺伝子分析法」であり、食品原料に存在する固有遺伝子(DNA)情報を利用する方法である。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- 台湾衛生福利部、「ベニコスノキタケを含む食品の管理及び表示関連規定」を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04300530492>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、新たな包装食品栄養表示が7月1日から始まる旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04300550493>
- フランス衛生監視研究所(InVS)、フランスにおける成人の個人の食品摂取に英国食品基準庁(FSA)食品栄養スコアを適用することに関する報告書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04300590343>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04300650493>
- スペインバスク州食品安全機関(ELIKA)、報告書「バスク州の報道における食品安全2014年」を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04300700508>

ProMED-mail

- 中毒、ダイエット錠剤 英国（イングランド）致死
Poisoning, diet pills - UK: (England) fatal

2015-07-25

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3534961>

Date: Thu 23 Jul 2015 Source: BBC Newsbeat [edited]

ーダイエット錠剤化合物 DNP が如何にして殺すかー

2015年4月12日の日曜日、21才の女性がインターネットで購入したダイエット錠剤を摂取した。その日、彼女は死亡した。警察はその錠剤の成分はDNPだと言った。イングランドのShrewsburyで行われた審問で、この女性の死亡は薬物の過剰使用事故であったと結論した。彼女の母親はNewsbeatに対して、DNPは減量のための簡単な方法ではなくあの世への片道切符だと語った。

故人はGlyndwr大学で家族と子どもについて学んでいた。母親によると彼女は過体重ではなかった。彼女はこの物質の危険性を理解していなかった。

犠牲者は体調が悪いと感じ初めたときに自力で歩いて病院に行き、冷静に何をしたかを語った。その時点ではまだ元気そうで大丈夫そうに見えた（と母親が言う）。しかし間もなく事態は絶望的であることを知ることになる。2錠でも致死的なのに彼女は8錠使用した。彼女の母親は化学の学位をもっていて危険性をよく理解した。この薬物は代謝を促進するもので、TNT爆弾に似ていないわけでもない。それはあなたの筋肉を早く燃やしてエネルギーを燃やし熱を出す。心臓は早く打ち体温は上がる。止めたいのに走り続けるようなものだ。筋肉は痛みで悲鳴を上げるが、運動を強制され続ける。医師が薬物を身体から出すためにできることはない。彼らは彼女の身体を冷やそうとしたがダメだった。彼らはなるがままにし彼女の破壊されていく身体をサポートしていた。

編集コメント

これは事故ではなく意図的に8錠を使用している。少力で良い効果があるならたくさんとればもっと良い効果が得られると考えがちである。だからこそ使用説明書があり、それに従うべきである。残念ながらインターネットで購入したため真犯人を同定するのは難しい。これらの錠剤は多分中国産であろう。

これまでのところDNPが原因とされる医学文献に記載されている死亡は62である。数は増えているようだ。

EurekaAlert

- ワシントン州立大学の研究者らが米国の母乳にはグリホサートが含まれないことを報告

WSU Researchers Find US breast milk is glyphosate free

23-Jul-2015

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-07/wsu-wrf072315.php

(学会発表)

昨年Moms Across Americaがグリホサートについて議論を呼ぶ報告(母乳からグリホサートが検出されたとウェブで発表して全国メディアが報道した)をして一般の懸念が高ま

っていたが、「彼らの調査は間違っていたことが明らかになった」と米国栄養学会広報担当で国際母乳と授乳研究学会理事の WSU 准教授 Michelle McGuire が言う。「我々の研究は母乳にグリホサートがないという強力な根拠を提供する。Moms Across America の知見は妥当性を検証されておらず過去のデータと矛盾し、水中グリホサートの測定法に基づく。」

McGuire らは、定期的にグリホサートが使われている農業地域の 41 人の母乳と尿を高感度 LC-MS で測定した。その結果、グリホサートもグリホサートの代謝物も母乳からは検出されなかった。尿からグリホサートが検出されている母親でも母乳からは検出されていない。尿中グリホサートも検出されないか極めて微量で、懸念とはならない。また有機食品を食べているという自己申告や農地の近くに住んでいるかどうかとも関連がない。母乳の検査は独立した別の実験室で検証されている。

- **がんと食事のパラドックスを解く：がんと代謝の特集号**

Resolving the cancer/diet paradox: New special issue on cancer in metabolism

23-Jul-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-07/e-rtc072315.php

がん患者にとって食事はどのくらい影響する？「抗酸化物質」はほんとうに健康に重要な役割を果たしているのか—あるいはむしろがんの原因なのか？そして肥満とがんの真の関連は？

Ecancermedalscience の最新号はがんと代謝の専門家の 4 つのオリジナル論文を集めた。この特集号のゲスト編集者であるイタリア欧州がん研究所 Luca Mazzarella 博士は「臨床では、がん患者はしばしば食事について質問する。この質問に最良の答えを提供することを試みた」と言う。

例えば、がんと肥満の関連の分子メカニズムはまだ明確ではなく、どのようなメッセージを出すべきかが曖昧であるために消費者は混乱し、疑似科学的助言を排除するのが難しい。一般人の信仰が科学をはるかに通り越しているもう一つの分野が抗酸化物質である。がんと抗酸化物質については Marco Giorgio 博士が専門家の見解を記す。

- **The Lancet：広島・長崎から福島まで—核災害の長期精神影響について強調するシリーズ**

The Lancet: From Hiroshima and Nagasaki to Fukushima -- Series highlights long-term psychological impact of nuclear disasters

30-Jul-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-07/tl-tlf072915.php

広島と長崎の原爆投下から 70 周年を迎え、The Lancet は、最新の 2011 年の福島第一原子力発電所事故を含む、核災害の永続する放射線による及び精神的影響について探った、3 部からなるシリーズを発表する。このシリーズは世界中で現在稼働中の 437 の原子力発電所周辺地域に住む何百万人の人々を守るために将来の災害に備える公衆衛生計画にとって

必須の情報を提供する。

原子力発電所事故は滅多に起こらないが、過去 60 年でレベル 5 以上の 5 つの重大事故が起こった--Kyshtym (ロシア, 1957)、Windscale Piles (UK, 1957)、Three Mile 島 (USA, 1979)、Chernobyl (Russia, 1986)、そして福島 (日本, 2011)である。

シリーズのうちの一つ (論文 2) では、福島医大の Koichi Tanigawa 博士らの放射線防護専門家チームが核災害のしばしば見過ごされている側面—事故の影響を受けた地域に住む人々の精神的負担について議論している。2006 年に国連チェルノブイリフォーラムの報告書は、事故の最も重大な公衆衛生問題は精神保健への悪影響で、放射線に関連する健康リスクについてのコミュニケーションのまずさによりさらに拍車がかかったと結論している。鬱や PTSD は事故後 20 年経っても高いままである。同様の問題が福島でもみられる。福島健康管理調査では、成人で精神的苦痛を感じている人の割合は一般人 (3%) に比べて避難者で約 5 倍 (14.6%) である。また著者らは、繰り返す避難と長期の自宅からの隔離が最も弱い人々にとって重大な健康問題—避難から最初の三ヶ月で高齢者の死亡が 3 倍に増えた—につながったことを強調している。Tanigawa 博士によると「福島一般の人の放射線量は比較的 low、感知できる身体への影響はないと予想されるにも関わらず、主にリスク認知の違いから生じる心理的社会的問題が人々の生活に壊滅的影響を与えた」。

もう一つの論文では、福島医大の Akira Ohtsuru 教授らが、次の核災害で放射線に暴露される可能性のある人々を守るために何ができるか、どうすれば身体的精神的健康への害を最小化できるかを検討している。子ども達のがんを心配する親への対応や避難者の新しい場所への適応援助などを含む。著者らによると、福島教訓は学ばなければならない。「医療関係者の重要な仕事の一つは、ほとんどの核事故で命に関わる放射線を浴びた人はごく僅かであることを信頼できるやり方で伝えることである。医師は住人が健康リスクを理解するのを助ける重要な役割を果たさなければならない。福祉施設や病院の脆弱な人々を大量に避難させるには注意深い計画と適切な医療サポートが必要である。さらに自宅から移った住人のメンタルヘルス調査とケアの提供が必須である」

もう一つの論文では、広島大学副学長の Kenji Kamiya 教授らが広島・長崎の原子力爆弾とチェルノブイリ事故の二つの歴史上最大の核災害の放射線による長期健康影響を報告している。原爆投下から 5 年後の 1950 年から現在まで原爆生存者 94,000 人をフォローしている日本人生涯研究では、生存者のがんリスクは明確に増加している。リスクは固形がんについては線量に比例し、子どもや若い時期に暴露された場合には高い。チェルノブイリ後では食品中の放射線暴露による子どもの甲状腺がんリスクが増加した。生存者の子ども達に遺伝影響はこれまで検出されていない。著者は中用量から高用量の放射線 (0.1-0.2Gy 以上) 暴露後のがんリスクが有意に増加する根拠を提示しているが、より低い線量 (0.1Gy 以下) ではリスクが増加しているのかどうかはわからない。低線量での影響はわからないため、核災害の健康影響を知るだけでなく医療や職業の防護基準を作るためにも、現在実施中の研究は非常に重要であると結論している。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室